

日栄発 第 20-452-1 号  
2021 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会  
会 長 河 崎 茂 子 様

公益社団法人 日本栄養士会  
会 長 中 村 丁 次  
(公印省略)

令和 3 年度介護報酬改定に関わる日本栄養士会及び各都道府県栄養士会の取組について  
(ご協力のお願い)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本会の運営に対しましては、格別のご指導・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの令和 3 年度介護報酬改定では、おかげさまで栄養関係においても大きな改定が予定されており、管理栄養士・栄養士にとって、今後の展望を左右する勝負の年となると捉えております。ご承知のとおり、超高齢社会を迎えて、介護予防は我が国の政策として最も重要になっており、介護予防により健康寿命の延伸を図り、人生 100 歳時代に備える必要があると考えております。

介護が必要になる要因の中で栄養に関係するものは、非感染性疾患（生活習慣病）の後遺症と、加齢現象に伴う衰弱、骨折、転倒があり、前者は過栄養が、後者は低栄養が危険因子になります。つまり、介護予防のためには、成人期のメタボ対策と高齢期のフレイル対策が必要になり、極端に言うと個人のライフステージにおける栄養不良の二重負荷と言うことになり、この問題を解決することが重要になります。私たち管理栄養士・栄養士は、栄養学と言う科学を基盤にし、人々の栄養状態を改善して、健康で幸福にすることを職業的使命にしています。

今回の令和 3 年度介護報酬改定をふまえて、説明会・研修会等の開催、相談窓口の設置等への取組を日本栄養士会と都道府県栄養士会が協働して推進して参ります。

つきましては、公務ご繁忙のところ誠に恐縮でございますが、上記の内容を踏まえ、本会及び都道府県栄養士会の取組について、ご理解と特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。